東日本アンサーサービスバリュックス利用規定
【ANSER-SPC(VALUX)、ANSER-HT(VALUX)】

第１章　総 則

第１条【サービスの定義】
　東日本アンサーサービスバリュックス【ANSER-SPC(VALUX)、ANSER-HT(VALUX)】（以下、「本サービス」といいます。）とは、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）が、株式会社東日本銀行（以下、「当行」といいます。）との間で、契約者が占有するパソコンやホストコンピュータ等（以下、「コンピュータ等」といいます。）によって当行所定の取引を依頼する場合に利用できるものとします。
　なお、本サービスが利用できるパソコンの機種およびブラウザのバージョンは、当行所定のものに限り、日本国内で利用するものとします。

第２条【サービスの種類】
　本サービスにより利用できるサービスは次のとおりです。

サービスの種類	サービスコード	サービス名称	運転区分毎の提供有無			
			平日		土日祝祭日	年末
			SPC（VALUX）	HT（VALUX）		
残高照会	10	当日・前日・前月末の残高照会	○	○	×	×
	11	当日の残高照会	○	○	×	×
	12	前日の残高照会	○	○	×	×
	13	前月末の残高照会	○	○	×	×
	19	非即時残高照会	×	×	×	×
取引照会	20	全取引照会	○	○	×	×
	21	振込照会	○	○	×	×
	22	取立照会	○	○	×	×
	23	自動引落し照会	○	○	×	×
入出金明細照会	24	入出金明細照会（日付指定なし）	○	○	×	×
	25	入金明細照会（日付指定なし）	×	×	×	×
	26	出金明細照会（日付指定なし）	×	×	×	×
	27	入出金明細照会（日付指定あり）	○	○	×	×
	28	入金明細照会（日付指定あり）	×	×	×	×
	29	出金明細照会（日付指定あり）	×	×	×	×
	44	入出金保有明細照会（日付範囲指定なし）	×	×	×	×
	47	入出金保有明細照会（日付範囲指定あり）	×	×	×	×
取引再照会（当日分）	31	振込再照会（当日分）	○	○	×	×
	32	取立再照会（当日分）	○	○	×	×
	33	自動引落し再照会（当日分）	○	○	×	×
取引再照会（前日分）	41	振込再照会（前日分）	○	○	×	×
	42	取立再照会（前日分）	○	○	×	×
	43	自動引落し再照会（前日分）	○	○	×	×
取引再照会（前々日分）	51	振込再照会（前々日分）	○	○	×	×
	52	取立再照会（前々日分）	○	○	×	×
	53	自動引落し再照会（前々日分）	○	○	×	×

入出金明細再照会	34	入出金明細再照会（日付指定なし）	×	×	×	×
	35	入金明細再照会（日付指定なし）	×	×	×	×
	36	出金明細再照会（日付指定なし）	×	×	×	×
	37	入出金明細再照会（日付指定あり）	○	○	×	×
	38	入金明細再照会（日付指定あり）	×	×	×	×
	39	出金明細再照会（日付指定あり）	×	×	×	×
振込・振替依頼	71	振込・振替（登録方式）	○	○	×	×
	74	振込・振替（通知預金の入金）	○	○	×	×
	75	振込・振替（通知預金の支払い）	○	○	×	×
	76	振込・振替（登録方式：日付指定あり）	○	○	×	×
	77	振込・振替（通知預金の入金：日付指定あり）	×	×	×	×
	78	振込・振替（通知預金の支払い：日付指定あり）	×	×	×	×
	86	振込・振替（都度指定方式）	×	×	×	×
振込・振替照会	73	振込・振替照会	○	○	×	×
振込振替依頼取消	79	振込・振替依頼取消	○	○	×	×

第３条【利用申込】

１．本サービスの利用にあたっては、東日本アンサーサービスバリュックス利用規定【ANSER-SPC(VALUX)、ANSER-HT(VALUX)】（以下、「本規定」といいます。）の内容を十分に理解し、それらが適用されることを承認のうえ、当行所定の申込書（以下、「申込書」といいます。）を当行に提出することにより申込手続を行うものとします。ただし、審査の結果、申込のご希望に添えないこともあります。この場合、当行に異議を述べることはできません。

２．本サービスの利用にあたり、契約者は、別途株式会社NTT データ（以下、「NTT データ」といいます。）との間で、NTT データが提供するコンピュータ等認証サービス「VALUX®」（以下、「VALUX®」といいます。）の契約を締結するものとします。また、VALUX®およびVALUX® 接続IDの利用、又は契約等に関する取扱いについては、NTT データの定めによるものとします。

第４条【利用可能日・利用可能時間】

１．本サービスの利用可能日および利用可能時間は、当行所定の日および時間内とします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく、利用可能日および利用可能時間を変更する場合があります。
変更内容は当行のホームページに掲示し、当行は契約者に対する個別の通知を要しないものとします。

２．当行は、前項にかかわらず、システムの維持、改善、保守のために本サービスの取扱いを一時停止することがあります。
その場合、事前にその日時等を当行のホームページに掲示します。

３．当行の責によらない回線障害、回線工事等が発生した場合は、利用可能時間中であっても、契約者に予告することなく、本サービスの取扱いを一時停止または中止することがあります。

第５条【利用環境】

１．契約者は、本サービスの利用にあたり当行との接続は、当行へ接続可能な回線を利用するものとします。
なお、本サービスの利用に際して使用できるコンピュータ等および回線等の使用環境について、契約者の負担および責任において準備するものとし、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

２．契約者が当行と接続できないことにより発生した損害については、当行では責任を負いません。

第６条【本人確認等】

１．契約者は、当行に対し、申込書等の方法により、本サービスの利用時における本人確認および取引意思確認のための接続ID、暗証番号等（以下、「本人確認情報」といいます。）を届け出るものとします。

２．契約者は、前項により届け出た本人確認情報を適切な方法にて管理し、権限者以外による無断使用、不正使用等がないように必要な対策を講じるものとします。

３．契約者は、本サービスを利用するときは、本人確認情報を当行所定の手順・方法で当行に対し送信し、当行は、受信した本人確認情報が第１項により届け出された本人確認情報と一致するかを当行の採用する手順・方法により認証し、それが一致すると認証されたときには契約者本人による手続と認め、本サービスを提供するものとし、契約者は、本サービスを利用できるものとします。

第７条【利用手数料】

1．契約者は、当行に、本サービスに係る当行の定める基本手数料、振込手数料を支払うものとします。
2．契約者は、前項の手数料等を、併せて当行に提出する「口座振替依頼書」申込書に記載の口座より払戻しのうえ充当することができるものとします。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出または小切手の振出は不要とします。なお、口座振替名義人名や指定預金口座名にご記入した依頼書を提出しない場合は、当行所定の方法により前項の手数料等を支払うものとします。
3．第24条第６項に規定する組戻の受付けにあたって、契約者は、当行の定める組戻手数料を当行に支払うものとします。この場合、当行は振込手数料を返却しないものとします。
4．組戻された振込資金を返却せずに改めてその資金による振込みの手続を行う場合にも、契約者は、当行の定める振込手数料を負担するものとします。
5．当行は、変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、契約者に事前に通知することなく、申込書記載の契約料、基本手数料、振込手数料、預金口座振替手数料、組戻手数料、その他手数料を変更または新設することができるものとします。なお、当行の任意の変更によって損害が生じたとしても、当行は、責任を負いません。

第８条【機密保持】

契約者および当行は、本契約に伴い知り得た相手方の重要情報（以下、「守秘情報」といいます。）については、それが公知のものとなった場合または法的義務に基づき開示請求された場合、当行が内部管理目的のために株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループに開示する場合等のやむを得ない事由がある場合を除き、第三者に対して開示してはならず、また、守秘情報が漏洩しないように適切な情報管理を行うものとします。なお、本契約終了後も本条は存続するものとします。

第9条【免責】

1．本サービスに使用するコンピュータ等が正常に稼働する環境については、契約者の責任とし、当行およびVALUX®を運営するNTT データは、この契約によりコンピュータ等が正常に稼働することについて保証するものではありません。コンピュータ等が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない場合、または成立した場合において、契約者、振込先その他の第三者に損害が生じた場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
2．当行およびVALUX®を運営するNTT データの責によらない、通信機器・通信回線およびコンピュータ・通信機器等の障害ならびに、当行およびVALUX®を運営するNTT データの責によらない電話等の通信回線の不通・混雑等の通信手段の障害等により、本サービスで利用できる機能の低下、本サービス提供の遅延または提供不能、あるいは本サービスの利用不能等の事態が生じ、そのために契約者、振込先その他の第三者に損害が生じても、当行はその責任を一切負いません。
3．当行は、第６条に定める本人確認情報の一致を確認して取扱った場合、本人確認情報につき不正使用･盗用および通信電文の改ざん･盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。本人確認情報は、第三者に知られたり盗難されたりしないよう契約者が厳重に管理するものとします。
4．振込・振替依頼において、契約者（または振込・振替依頼人）が指定する受取人番号を、当行所定の方法によらず指定した場合は、当行は当該入金指定口座への振込または振替の取扱いはしません。また、このために取扱遅延、取扱不能等が発生しても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。
5．次の各号の事由により振込金の入金不能・入金遅延および口座振替における引落遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
（1） 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
（2） 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
（3） 当行以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があったとき
6．法的義務に基づき開示請求された場合等のやむを得ない事由がある場合、当行は本サービスに係る契約者の情報を、当該法的義務等に定める手続きに従い開示する場合があります。当該情報の開示により契約者において何らかの損害が生じても、当行はその損害について責任を負いません。
7．当行が申込書をはじめとする本サービスにかかる各種帳票に使用された印影を届け出の印影と相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取扱いを行った場合は、それらの書類につき偽造・変造・盗用・または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
8. 本サービスは、国内からのご利用のみを想定したサービスです。契約者が海外から利用したことにより当行が損害を被った場合には、契約者は、その損害を賠償するものとします。

第10条【取引内容の確認】

振込・振替依頼において、契約者（または振込・振替依頼人）と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。

第11条【禁止行為】

1．譲渡・質入
契約者は、本規定に関するいっさいの権利を、当行の書面による承諾なく第三者に譲渡し、または質入することは出来ません。
2．不適当・不適切な行為

契約者は、本サービスにおいて次の行為をしてはなりません。
（１） 公序良俗に反する行為
（２） 犯罪的行為に結びつく行為
（３） 他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為
（４） 他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
（５） 他の契約者または第三者を誹謗中傷するような行為
（６） 他の契約者または第三者に不利益を与えるような行為
（７） 本サービスの運営を妨げるような行為
（８） 本サービスで提供される情報を不正の目的をもって利用する行為
（９） 当行の信用を毀損するような行為
（10）風説の流布、その他法律に反する行為
（11） 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との提携、協力関係を偽る等の行為
（12）その他、当行が不適当・不適切と判断する行為

第12条【サービスの一時停止】
１．当行は、契約者が第11条に違反した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができるものとします。ただし、当行はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。
当行は、重大な過失が無い限り、一時停止に伴い契約者に生じた損害につきその責任を負いません。
２．振込・振替依頼の振込資金引落口座または振込・振替照会の照会すべき取引口座が解約されている場合、当行はその口座に関するサービスの提供を停止することがあります。本項によりサービスの提供が停止された場合に生じた損害について当行は責任を負いません。

第13条【届出事項の変更】
１．契約者は、預金口座、名称、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があった場合、届出項目に応じて当行所定の書面等により速やかに当行に届け出るものとします。なお、変更の届出は、当行の変更手続が終了したときに有効になるものとします。
２．前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの送信、通知または当行が送付する書類などが延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
３．当行は、重大な過失が無い限り、第１項の手続完了前に契約者に生じた損害につきその責任を負いません。

第14条【解約等】
１．共通事項
（１）本サービスによる取引において未処理のものがある等、当行が必要と認めた場合については、即時に解約できない場合があります。
（２）解約時未処理があったことにより生じた損害について当行は責任を負いません。
（３）解約時に未精算の手数料がある場合には、即時に当行に支払うものとします。
２．任意解約
（１）解約手続き
本契約は、当事者の一方の都合でいつでも相手方に通知することにより解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の手続によるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続が完了した時点で効力を生じるものとします。
（２）解約の通知
当行が解約の通知を契約者の届出氏名・住所にあてて発信した場合に、その通知が契約者の受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に延着したときまたは到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
３．強制解約
契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は契約者に通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止し、または本契約を解約できるものとします。当行がその旨の通知を発信する場合は、到達のいかんにかかわらず発信した時に解約されるものとします。
（１）支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立があったとき、もしくは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき。
（２）手形交換所の取引停止処分または株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分を受けたとき、もしくは他の電子債券記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき。
（３）住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき、または届出電話番号で連絡がとれない状況が生じたとき 。
（４）当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じたとき 。
（５）１年以上にわたり本サービスの利用がないとき 。
（６）解散、その他営業活動を休止したとき 。
（７）当行への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき 。
（８）本人確認情報等を不正に使用したとき、およびその恐れのあるとき 。

（9）法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められるとき 。
（10）本規定または本規定に基づく当行所定事項に違反したとき 。
（11）相続の開始があったとき。
（12）その他、前各号に準じ、当行が本サービスの一時停止または解約を必要とする相当の事由が発生したとき。

4．反社会的勢力の排除

（1）契約者は、自ら（主要な出資者、役員、およびそれに準ずる者を含む）および従業員その他自己の業務に従事している者（パート社員、派遣社員を含むがこれに限らない）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

ア．反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
イ．反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
ウ．自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。.
エ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
オ．役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

（2）契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

ア．暴力的な要求行為
イ．法的な責任を超えた不当な要求行為
ウ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
エ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
オ．その他前各号に準ずる行為

（3）契約者が前２項に違反した場合（虚偽の申告をしたことが判明した場合を含む。）、当行は何らの催告を要せずに直ちに契約を解除できるものとする。この場合、契約者は、契約の解除によって生じた損害について当行に対してなんらの請求をせず、当行に損害が生じたときは契約者がその損害を賠償するものとする。

第15条【個人情報および契約者情報の取扱】

1．当行は、契約者が本サービスの利用にあたって当行へ届け出た氏名、所属部署、役職、電話番号等、特定の個人を識別できる情報（以下、「個人情報」といいます。）を以下の目的のため利用できるものとします。

（1）本サービスの申込受付および継続的な取引における管理のため 。
（2）法令等に基づく本人確認や本サービスをご利用いただく資格等の確認のため 。
（3）当行内部における市場調査およびデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため 。
（4）ダイレクトメールの発送・電話によるご案内等、当行または関連会社、提携会社の金融商品やサービスに関する各種ご提案のため 。
（5） 契約者との契約や法律に基づく権利の行使や義務の履行のため 。
（6） 本サービス以外の当行金融商品またはサービスの申込および利用を円滑にするため 。
（7） その他、契約者との取引を適切かつ円滑に履行するため 。

2．契約者は、申込書提出にあたり、個人情報の提供について同意をするものとします。
3．当行は提供のあった個人情報については、本人の同意を得たうえで当行に提供されたものとして取扱います。
4．当行は、契約者が本サービスの利用申込時に届け出た情報、契約者より登録された利用者に関する情報および第１３条の定めに基づき変更された情報､本サービスの利用履歴およびその他本サービスの利用にともなう種々の契約者に関する情報（以下、「契約者情報」といいます。）を厳正に管理し、契約者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、契約者情報等を銀行法その他法令により行うことが認められている業務に関して利用することができるものとします。
5．当行は、一定の期間を経過したときは、契約者情報等を廃棄することができるものとします。
6．本サービスの利用に関し、当行は個人情報および契約者情報等を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関係会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他法的手続、または監督官庁により、契約者情報等の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

第16条【規定の変更】

1．当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合、当行ホームページへの掲載による公表またはメール送信、その他相当の方法で周知することにより、契約者の事前の承諾を得ることなく、本規定を変更することができます。
2．前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当行は責任を負いません。また適用開始日以後に利用があった場合には変更後の規定を承諾したものをみなします。

第17条【サービスの変更・休止・廃止】

1．本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、当行は契約者に対して当行ホームページへの掲載による公表またはメール送信、その他相当の方法で通知することにより、いつでも変更・休止・廃止すること

ができます。また、それに伴い、当行は本規定を変更する場合があります。

2．本条に基づき当行が本サービスを変更・休止・廃止した場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの変更・休止・廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、当行に対してその賠償の請求は行わないものとします。

第18条【サービスの追加】

本サービスには、今後新たなサービスが追加されることがあります。契約者は新たな申込を行うことによって、追加されるサービスを利用することができます。ただし、当行が指定する一部のサービスについては、新たな申込が不要な場合があります。

また、サービス追加時には、当行は本規定を追加・変更する場合があります。

ただし、当行はこの規定により、契約者に対して通知義務を負うものではありません。また、通知を行わなかったことによって生じた損害に対してその賠償の請求は行わないものとします。

第19条【業務の委託】

当行は、本サービスの提供にかかる業務について、当行の責任において第三者に対して業務委託を行うことができます。

第20条【契約期間】

本規定に基づく契約期間は、申込書（お客さま控）が申込者に到達した日から起算して１年間とします。ただし、期間満了の３ヶ月前までに契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間の満了日の翌日から１年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第21条【関係規定の適用・準用】

1．本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等関係する規定により取り扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

2．振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定により取り扱います。振込規定と本規定との間に齟齬がある場合、振込規定が優先的に適用されるものとします。

第22条【本規定等の効力】

本規定等に基づく本サービスの利用申し込み以前に、本サービスの利用に関して契約者が当行と締結または提出した契約書または覚書、利用申込書等があり、その内容が本規定等の各条項に抵触する場合は、本規定等の承認をもって変更されたものとみなします。

第23条【準拠法・合意管轄】

本規定に基づく契約の準拠法は日本法とします。本規定に関して訴訟の必要が生じた場合は、当行の本店を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第2章　利用できる取引

第24条【振込・振替 】

1．内容

（1）振込・振替は、契約者からのコンピュータ等の操作による依頼に基づき、当行があらかじめ契約者の届け出た取引用口座から資金を引き落としのうえ、契約者が指定する当行および「全国銀行データ通信システム」に加盟している他の金融機関の国内本支店にある預金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）あてに資金移動を行うことができるサービスをいいます。当行に申込書のほかに東日本振込・振替サービス申込書を提出することにより、ご利用できます。

（2）前号における入金指定口座の指定は、あらかじめ契約者が届け出る方式により行うことができます。

（3）当行は、契約者の指定する取引用口座および入金指定口座により、次のとおり「振替」または「振込」として取り扱います。なお、いずれの場合も入金指定口座は、当行所定の預金科目とします。

ア．振替の定義

ご利用口座と同一名義かつ同一の取引店にある口座を契約者が入金指定口座とし、その入金指定口座あてに行う資金移動取引を振替として取り扱います。

イ．振込の定義

契約者の指定する入金指定口座が、前記の振替に該当しない資金移動を振込として取り扱います。

（4）振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料を申し受けます。

2．本人確認

（1）本サービスの利用にあたって、当行が受信した店番、預金科目、口座番号、暗証番号およびNTT データから認証済情報として通知されたVALUX®の接続ID（以下、「接続ID」といいます。）が、契約者が当行に対しあらかじめ指定し登録した店番、預金科目、口座番号、届け出の暗証番号および接続ID と一致した場合には、当行は、送信者を契約者本人とみなし取り扱うものとし、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について責任を負いません。

（2）本サービスの利用について届け出と異なる暗証番号が当行所定の回数連続して入力された場合、その時点で当行は、当該暗証番号等の当日の利用を停止します。
（3）届け出の暗証番号は、契約者の責任において厳正に管理するものとし、第三者へ知られないようにしてください。当行への暗証番号の問い合わせには応じられません。また、当行から契約者に対して暗証番号等を照会することはありません。

3．取引限度額
1 回あたりの取引限度額は、当行が定める金額の範囲内（原則として 1 億円未満）とします。

4．依頼方法
（1）取引の依頼は、振込先金融機関名、店舗名、預金科目、口座番号、受取人名、振込・振替指定日、振込金額等を当行の指定する方法で送信して行うものとします。
（2）振込・振替指定日は、当行が定める期間のいずれかの営業日を指定できます。なお、当行が定める期間のいずれかの営業日に指定する振込・振替手続を「振込・振替予約」といいます。
当行は契約者に事前に通知することなく、振込・振替予約のできる期間を変更することができるものとします。
（3）振込・振替予約を取り消す場合は、契約者は、当行が定める期間までに、コンピュータ等により当行所定の方法で取消を行うものとします。ただし、この場合でも、当行の責めによらない原因により取消手続が受け付けられない場合は、取消できない場合があります。また、当行への依頼の時間帯によっては、取消しができないことがあります。

5．振込資金の交付等
（1）振込依頼日当日を指定した振込・振替の場合、当行は、取引の依頼内容が確定したとき、当座勘定規定、普通預金規定にかかわらず、小切手または通帳および払戻請求書の提出を受けることなく、振込・振替資金および振込手数料を契約者の指定する取引用口座から引き落としのうえ、振込・振替手続を行います。
（2）振込・振替予約の場合、契約者は、振込・振替資金を振込・振替指定日の1 営業日前までに契約者の指定する取引用口座に入金するものとします。
（3）以下のいずれかに該当する場合は、契約者の当行に対する振込・振替の依頼は、遡って効力を失うものとします。なお、当行は再度の振込・振替手続の発信を行いません。
ア．振込・振替金額と振込手数料金額との合計額が、取引用口座より引き落とすことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
イ．取引用口座が解約済のとき、または、振込・振替先口座が解約済のとき。
ウ．取引用口座について、契約者から支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を完了しているとき。
（4）取引用口座に差押え等がなされたときなど、やむを得ない事情により当行が振込・振替の取り扱いを不適当と判断した場合は、契約者の当行に対する当該取引の依頼は、遡って効力を失うものとします。また、第14条第3項の各号のいずれかの事由が契約者に生じたとき、または同条第4項各号のいずれかに契約者が該当するときは、当行の判断により取引依頼を受け付けない、または確定した振込の依頼を取り消す場合があります。

6．依頼内容の訂正・組戻し
（1）確定した振込の依頼に基づき当行が発信した振込資金が入金口座なし等の事由により振込先の金融機関 から返却された場合には、当行所定の方法により、当該資金を引き落とした取引用口座に入金します。この場合には、当行所定の組戻し手数料（消費税を含みます。）を当該取引用口座から引き落とします。なお、本条第1項第4号の振込手数料（消費税を含みます。）については返却せず、都度払いの場合は振込指定日当日に、後払いの場合は当行所定の日に引き落とします。
（2）確定した振込の依頼に基づき、当行から振込先の金融機関に振込発信をした後、契約者が当該振込の組戻し、振込内容の変更を依頼する場合は、取引店に対して当行所定の方法により依頼するものとします。
（3）前号の場合、当行は、当行所定の方法により本人確認を行ったうえで、契約者等からの依頼に基づき、組戻し依頼または振込内容の変更依頼の電文を振込先の金融機関に発信します。
（4）組戻し依頼により、振込先の金融機関から返却された振込資金は、当該資金を引き落とした取引用口座に入金します。この場合は、当行所定の組戻手数料（消費税を含みます。）を当該取引用口座から引き落とします。なお、本条第1項第4号の振込手数料（消費税を含みます。）については返却せず、都度払いの場合は振込指定日当日に、後払いの場合は当行所定の日に引き落とします。
（5）組戻しは、振込先の金融機関の承諾後行うものとします。したがって、当行が組戻し依頼を受け付けた場合であっても、組戻しができない場合があります。この場合には契約者の責任で解決することとし、当行は、責任を負いません。なお、組戻手数料（消費税を含みます。）は返却しないものとします。
（6）契約者が本項第1号ないし第5号記載の事実を頻繁に発生させた場合には、本サービスの利用を停止させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7．振込規定の適用
振込取引に関し本規定に定めのない事項については、当行所定の振込規定が適用されます。

第25条【取引照会 】
1．内容
（1）取引照会は、契約者からのコンピュータ等の操作による依頼に基づき、当行が契約者の指定する取引用口座の

残高・入出金明細等の照会時点の口座情報を提供する取引をいいます。当行に申込書を提出することにより、ご利用できます。

（２）取引照会は、残高照会および入出金明細照会の両方を申し込みいただく必要があります。

２．本人確認

（１）本サービスの利用にあたって、当行が受信した店番、預金科目、口座番号、暗証番号が、あらかじめ契約者が当行に対して指定し登録した店番、預金科目、口座番号、届け出の暗証番号と一致したときは、当行は、送信者を契約者本人とみなし応答するものとし、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について責任を負いません。

（２）届出の暗証番号は、契約者の責任において厳正に管理するものとし、第三者へ知られないようにしてください。当行への暗証番号の問い合わせには応じられません。また、当行から契約者に対して暗証番号等を照会することはありません。

３．提供内容の変更等

契約者からの依頼に基づき当行が提供した口座情報は、照会を行った時点の内容であり、その内容を当行が証明するものではありません。照会を行った時点以降に受けた振込依頼人からの訂正依頼その他の事情により、遡って取引内容に変更が生じる場合があることを、あらかじめご了承ください。

この場合、当該変更により契約者に損害が生じても、当行は、責任を負いません。

４．入出金明細の照会可能期間

当行が本サービスで提供する入出金明細は、当行が定める期間の照会が可能です。当行は、契約者に事前に通知することなく、この期間を変更することができるものとします。

以 上

(＊1) ANSER-SPC(VALUX) 、ANSER-HT(VALUX) は通信方式(ANSER-SPC®、ANSER-HT®) (＊2) を利用した当行のサービス名称です。

(*2) ANSER-SPC®、ANSER-HT®、VALUX®は、（株）NTT データの登録商標です。